

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項（1）

本指針改定の経緯

公正取引委員会と経済産業省は共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表しているところ、平成29年4月に需要家が需要を抑制することにより得られる電気を転売することができる「ネガワット取引（特定卸供給）」が制度化されること等に伴い、本指針においてネガワット取引の在り方等を示すこととした。

ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件

- 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。
- 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。
- 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること等。

関係当事者間の協議

- 以下の契約等において、当事者間で適正な協議がなされることが必要。
- 需要家とネガワット事業者との間の契約
 - 供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間の契約

公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ネガワット取引の公正かつ有効な利用
 - ・ ネガワット取引に関係する当事者が、ネガワット取引の普及に向けてネガワット取引を利用すること。特に、供給元小売電気事業者が、ネガワット事業者から契約の協議の申し入れを受けた場合には、積極的に協力すること。
- 契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付
 - ・ ネガワット事業者が、需要家と契約を締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件について、需要家に対して十分な説明を行い、当該説明を行うとき及び契約を締結したときは、取引条件を記載した書面を交付すること。
- 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置
 - ・ ネガワット事業者が、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理すること。
- 需給調整契約
 - ・ 小売電気事業者が、需給調整契約について、平常時の同時同量の達成や一般送配電事業者への調整力の確保のために、需要家が持つ需要抑制のポテンシャルを活用する等、需給ひっ迫時の需給調整の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うこと。

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項（2）

ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

以下のような行為を行うことにより、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者による行為
 - ・ 不当にネガワット事業者との契約の締結を拒絶すること。
 - ・ ネガワット事業者と契約を締結しようとする自己の需要家に対して、小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。
 - ・ 自己の需要家に対して、ネガワット事業者と契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者による行為
 - ・ 小売電気事業者に対して、不当にネガワット事業者との契約の締結を拒絶させること。

その他の改定事項

- 独占禁止法上問題となる行為として本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となることを明記。
- 独占禁止法上問題となる行為として本指針に記載された行為について、私的独占にも該当し得ることを明記。